

パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省、環境省令第一号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）</p> <p>第一条 パーソナルコンピュータ（その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）の製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済パーソナルコンピュータ（パーソナルコンピュータが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。）の自主回収をする場所としてあらかじめ当該事業者が指定した場所（以下「指定回収場所」という。）において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をするものとする。ただし、指定回収場所以外の場所において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をすることを妨げない。</p> <p>2 事業者は、指定回収場所において、使用済パーソナルコンピュータ（事業活動に伴つて生じたものを除く。）の自主回収をするに際しては、対価を得ないものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）</p> <p>第一条 パーソナルコンピュータ（その表示装置であつてブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）の製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済パーソナルコンピュータ（パーソナルコンピュータが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいい、事業活動に伴つて生じたものに限る。以下同じ。）の自主回収をする場所としてあらかじめ当該事業者が指定した場所（以下「指定回収場所」という。）において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をするものとする。ただし、指定回収場所以外の場所において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をすることを妨げない。</p>

3) 6 (略)

附 則

(施行期日)

1) この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2) 平成十五年九月三十日までに小売販売（消費者に対する販売をいう。）されたパーソナルコンピュータについては、この省令による改正後のパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第一条第二項の規定は、適用しない。

2) 5 (略)